

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
商法	2年・3年・修了生		

評価(ABCD)

A-

第1 訴訟要件

1. Xは株主総会決議取消の訴え(83条1項)を提起しているが、これは認められるか。

(1) Xは「株主」である。

5 (2) またY社は公開会社であるため出訴期間は「三箇月」である。Xは本件総会から1ヶ月後に上記訴えを提起しているため、出訴期間は経過していない。

2. したがって訴訟要件は充足する。

第2 本案要件

10 1. まず、Xを取締役から解任する決議において、Xも株主として出席しているため、Xが特別利害関係人に当たらないかが問題となる。しかし、取締役会とは異なり、株主総会において株主は自己の利益を図ることが許されている。また、したがって特別利害関係人には当たらない。

15 2. 次にCとDはBの死により、Y社株式を準共有するに至っている(民法898条、民法264条)。そして株式が共有に属するときは、株式権利行使者として指定し、会社に通知しなければ権利を行使することはできない(106条本文)。本件においてはCD間で権利行使についての合意は成立していなかった。ため、Cの議決権行使は決議方法の法令違反(82条1項1号)に当たるとも思える。

5 20 しかしCの議決権行使を、Y社代表取締役のAが認めている。これは「株式会社が当該権利を行使することに同意した場合、(106条但書)に当たり、当該議決権行使は適法」とはしないか。

(1) そもそも106条但書は会社の同意により106条本文の適用を排除しようとするものである。これにより権利行使者の指定、会社への通知が不要となるにすぎない。すなわち、当該権利の行使が共有の規定に違反しているときは、当該権利の行使は違法となる。

8 25 そして、議決権行使は株主の権利の中でも重要な権利である。また、権利自体を処分したり、内容を変更するわけではなく、共有物の変更(民法

1 ページ

裏面へ

25条)とまではいうことができない。そこで議決権行使は、管理行為として、各
共有者の持分の割合に従い、その過半数が決定すべきである(民法202
条本文)。

以上より 議決権行使の方法が202条本文に違反していれば、当該議決
5 権行使は違法となる。

(2) 本件において、Xの解任について、CとDの両方賛成か反対か意見が一致
6 していなかった。そしてCとDの持株比率は50:50であるため、Cの決定のみで
は、共有者の過半数の決定があったとはいえない。

10 (3) したがって、議決権行使の方法が民法202条本文に違反しているといえる
ため、議決権行使は違法である。これにより、本件総会には決議方法
の法令違反が認められる。

3. ではかき取消事由があったとしても裁量棄却(201条2項)できるか。
5
4 (1) 確かに、前例の通り、Cは議決権を行使することはできないものの、株主総
15 会に出席することまで禁止されているものではない。したがってCは総会に出席し
て議決権を行使することは許されているといえる。

そしてCの意向は他の株主にどの程度影響を与えたかは明らかではない。
しかし、通常、株主の意向は他の株主の思考の一材料となるため、他
の株主に影響を与える可能性は十分にある。そうすると決議の結果に
20 影響を及ぼさないとはいえない。

(2) したがってXの請求は認められる。

※1 訴訟要件からきちんと検討して、株式の公開の有無などに言及してあてはめているのはとても良いです。ただ、単なる要件のあてはめなので、「～認められるか」とあえて問題提起する必要はありません。

※2 こういった類似の論点から問題意識を生み出す視点は素晴らしいです。否定する立論であるからコンパクトに収めているのも、答案慣れしていて非常に良いです。司法試験には各配点とは別に裁量点があると言われていしますので、こういった記述は決して無駄な記述ではありません。

※3 平成 27 年判決の規範部分について正確に理解できています。惜しいのは、処分行為に該当しうる議案に対する議決権行使という例外に言及していないこと、そして、解釈の理由付けがなされていないことです。前者は落としても仕方ないかと思いますが、後者については、「106 条本文の趣旨が会社の事務処理上の便宜にあるから、「同意」とはかかる便益の放棄、すなわち本文の適用の排除（ さんの書き方に倣うなら「権利行使者の指定（と会社への通知）を不要とすること）」である。」などと簡単に書けば足りるので、ぜひフォローしておきたいところです。

※4 気が付きにくい論点だとは思いますが、C の出席の可否について検討できているのも素晴らしいです。ただ、ここでも理由付けがありません。何かしらの適当な理由（例えば C は CD 間の意思決定がなされていないために投票行動が出来ないだけであり、議決権を有する株主として出席自体は許される、など）があれば更に点が伸びました。

※5 C の出席及び発言は許されるとした以上、瑕疵の程度について検討する裁量棄却の中で、C の発言の影響力を考慮するのは誤りでしょう。答案上、取消原因の検討で平成 27 年判決の規範を用いており、かつ C の発言を適法とする立場に立ったのであれば、C の違法に投票している 200 株の処遇についてのみ検討すべきでした。

総評

問題文の意図を的確に把握して、広い視点から検討できており、とてもよく書けていたと思います。普段から答案練習をこなしていることが伝わってきました。

ただ、 さんの答案の特徴として理由が不足しているという点が挙げられます。採点者として求めているのは、判例や論点を知っているかではなく、理解しているかです。そのような結論に至る道筋として、理由付けは不可欠なので、ぜひ明示するようにしていた

だけたらと思います。とはいえ、求められている論述を端的に行うことができていました
(卑近な言葉を使わせていただくのであれば、少ない文章で点を稼げるコスパのよい答案
です)。知識の精度をあげる勉強を継続して、この調子で頑張ってください。

修了生 檜垣建太

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
会社法	2年(3年)修了生		

A

1 本件総会の議事は、Xを取締役から解任する議事であり、本件決議の取消によりXは取締役となるため、原告適格を有する(83条項本主義後段)。

5 本件決議は平成29年6月24日なされ、平成29年8月1日にXは決議取消の訴えを提起しているため、「三箇月以内」に訴えが提起されているといえ、出訴期間を満たしている。

10 2 Xは、Cが200個の議決権の行使を認めないことは、Cの間で合意が成立していないため、「決議の取消」が民法の所有の現実に係らず「法令違反」があると主張する(同項1号)。

15 CとDが相続した共有株式については、本件総会にいたるまで会社法106条本文に基づき権利行使者の通知がなされていない。また、本件議事に反対権を行使するCと反対するDとの間では合意は成立していない。

20 (1) これに対し、付表取締役であるAが「Cはその共有する株式全部につき議決権行使を認め、~~株式会社~~が当該106条但書の同意がなされているところ、Cの議決権行使は適法となるか、

25 106条本文は~~株式~~議決権行使の方法について、権利行使者の通知が必要であると定めており、これは民法264条但書の特別の定めである。

1ページ

裏面へ

そのため、106条但書により同意がなされたとしても、議決権の行使については別段所有の規程によらなければ、議決権行使は適法とならない。

具体的には、~~株~~議決権の行使により株式の内容が変更されたり、又は処分がなされる特段の事情のない限り、管理行為として株式の過半数の同意が必要である(252条本文)。

(2) 本問で、本件議案の内容はXと取締役役から解任するものであり、株式の内容変更、処分がなされるものではないため、特段の事情はない。

CとDの持株比率は50:50であり、CとDとの間で合意は成立していないため、管理行為として持分の過半数による同意はない。

したがって、Cの議決権行使は所有の規程に準拠していないため、~~106条但書により同意がなされていなくても、それにより変更されるのは106条本文の通知にすぎないため、~~

決議の方誤りに民法252条本文の「法令違反がある」。

3 Yは、本件決議に瑕疵があるとしても軽微なものであるから~~裁量棄却~~が主張しているところ、Xの訴えは裁量棄却されるか(81条2項)。

(1) Cが議決権200個全部につき重た票を投じているところ、本件議案に反対す

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
会社法	2年3年修了生		

- るDの意見が本件決議に反映されている
議決権の行使は株主の基本的な権利であるため、これを譲渡する事案が重大でないとはいえない(105条1項3号)
- 5 (2) 仮に譲渡する事案が重大でなかったとしてもどうか。
- Cは本件議案の討論においていつかAおよびXに対し質問を行ったが、それが他の株主にとどの程度の影響を与えたものであるかは明らかでない
- 10 もっともAは、Bがいない限り、自分と仲のよいCが株式を相続したことがXを追い落とす絶好のチャンスだと考え、本件議案を採決している。
- 15 そうすると、また、CはDとの合意がなされていないにもかかわらず、本件総会の当日、株主総会事務局に対して「Dとの間で権利行使についての合意が成り立っていると虚偽の事実を述べ、議決権行使を認めるよう申し立てている。
- 20 そうするとCは、Aによる質問はA2割合の低い内容であった可能性が高く、決議に新影響を及ぼさないものであるとはいえない。
- 25 なお、Cの行使した議決権は200株であり、これを賛成議決権である2650株から引いても、反対議決権数である

2/50様を上回る。しかし、前述の通り、Cが本
件議案の討論において質問したことにより、
賛成議決権に影響を及ぼした可能性
を否定できないから、決議に影響を及ぼ
さないものであるとはいえない。

(3) したがって、裁量棄却は認められな
いから、Xの請求は認められる。

34 / 50

檜垣

4ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

※1 訴訟要件から検討し、事実の拾い方、記述のコンパクトさなどもよいです。

※2 論点に入るまでの前提整理が冗長です。端的に権利行使者の指定及び通知がなかったことを指摘し、106条ただし書きの検討に入ってよいかと思います。

※3 最近の判例にもかかわらず、原則例外を意識し、過不足なく規範を提示できていて素晴らしいです。しかし、理由付けが言葉足らずなため、結果として不正確なものとなっています。106条ただし書の同意がある場合には、共有関係の特別の定めである本文の適用が排除されるため、原則に立ち戻り共有関係の規律に従う、との解釈まで示せたら、規範につながる理由付となって、もう少し点が伸びたと思います。

※4 105条1項3号に着目して、重大性を導く視点はよいと思います。ただ、本問では、Dの議決権行使ができなかったことではなく、Cが議決権を行使したことが問題となっています。そもそもCもDも議決権行使が認められないという立場で論述している以上、Dの意思反映を考慮することは誤りです。

※5 Cが総会に出席することの可否を論じて欲しかったです。ご存じかと思いますが、似たような論点として特別利害関係を有する取締役が取締役会に参加できるかというものがあり、過去に司法試験に出題されています。

※6 やや推認としては行き過ぎかと思われますが、Cの質問内容に着眼しているのは良いポイントです。他には、Y社の総会の規模、性質からCの影響力を考慮できていたら更によかったです。

総評

全体としてよく書けています。事実の抜き出しや評価もしっかり意識してできています。そういったところは さんの良い点なのですが、それゆえに文意に対して文量が多くなりがちなところもあります。求められている記述をコンパクトに書くことを意識すれば時間に余裕ができるだけでなく、文章の完成度も更に向上すると思います。この調子で頑張ってください。

修了生 檜垣建太

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

評価(ABCD)

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
商法	2年・3年・修了生		

C

1. Xは、本件決議について、株主総会決議取消しの訴え(831条1項)を提起している。かかるXの請求は認められるか。

2 訴訟要件

(1) XはY社の「株主等」である。

(2) 本件総会は、平成29年6月24日に開催されている。そして、かかる訴えは、同年8月1日に提起されていることから、「株主総会」の「決議」の日から「3箇月以内」に「訴え」をもって決議の取消しを請求している。

(3) Xは、株主総会決議取消しの訴えについて、「Y社」を被告としている。(834条17号)

(4) 以上より、訴訟要件は満たす。

3. 本案勝訴要件

Xの請求が認められるためには、「株主総会」の「決議の方法」が「法令」に「違反」していることが認められる必要がある。(831条1項1号)

(1) ここで、~~Xが主張すること~~が考えられるのは、Cが本件総会にて賛成票を投じた200株分については、議決権を有しないとXは、主張することが考えられる。すなわち、本件総会では、議決権を有しない者が、議決権を行使しており、308条1項に反することとなり、「株主総会」の「決議」の「方法」が「法令」に「違反」しているとの主張である。かかる主張が認められるか、以下、検討する。

(2) 平成29年3月、~~Bが~~ Y社の株主であるBが死亡したため、Bが持つY社株式200株がBの子であるC・及び、Dに相続された。(民法~~896~~~~896~~~~条~~~~本~~882条)そして、200株の株式については、準共有状態となる。ここで、「株式」が、「二以上の者の共有に属する」場合に、「当該株式について、權利

1 ページ
裏面へ

を行使」するためには、「当該株式についての権利を行使する者一人を定め、「株式会社」であるY社に、「その者の氏名又は名称」を「通知」する必要がある。(106条本文) 本件では、共有者C・Dとの間で協議がまとまらず、権利行使者の通知を欠いている。よって、Cは、200株分について、「通知」を欠いている以上、権利行使をすることができないこととなる。

5
10
5
A. かつ、同「株式会社」が当該権利を行使することに同意した場合は、この限りではない。」(106条但書)と規定されている。本件では、Cの権利行使について、Y社の代表取締役であるAの「同意」がある。では「同意」があれば、無制限に権利行使が許されるのか。「この限りではない」との文言の意味が問題となる。

15
20
25
1. この点、106条本文は、株式が準共有状態にあるときに、そのうちの1人が、会社に対し、残りの者に対し、総して権利行使することを許せば、残りの者の権利を害することとなるため、会社に対しての通知を要求している。かかる趣旨に鑑みると、会社が「同意」(106条但書)したとしても、権利行使者について、会社に対する「通知」を不要としたにすぎない。すなわち、共有を規律する民法の規定に対して、会社の「同意」が影響するわけではない。ここでは、「法令に特別の定め」が排斥されるにすぎない。よって、「この限りではない」とは、会社法106条本文の手續が不要になるにすぎず、民法の規律はなお残る。

30
ウ. ~~本件では、「共有物の管理」に該当するため、株式の権利行使は、「共有物の管理に関する事項」(民法252条本文)に該当する。そのため、各共有者の持分の趣旨に従い、その過半数で決する。本件で、Cは、Dと合意が成立して、なおにかかわらず、権利行使をしている。~~

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科 法律文書鍊成講座 解答用紙

評価(ABCD)

$$\frac{22}{20} / 50$$

5

10

☆4.

20

以上.

以上.

3 ページ
裏面へ

※1 ここまでの記述は前提整理としてとても綺麗に記述されています。事実も的確に指摘できており文句ありません。

※2 106条に関する理解が不十分に思います。既に本問を解いて勉強し直されていたら再度説明して申し訳ありませんが、判例の理屈を簡単に書きます。本来、民法の共有規定に従えば、準共有にある株式の議決権行使は、管理行為として（処分行為となるような議案への投票を除いて）、共有者の過半数で賛否を決めることになるはずです。しかし、会社がいちいち各共有者の意思を確認して、賛否を決めててっていうのは、総会運営上わずらわしく、会社にとって手間となります。そこで、106条本文では、権利行使者を指定し、かつそのことを会社に通知しないと当該株式については議決権行使できないということにしました。これが、106条本文が、共有規定に対する特別の規定（民法上の共有規定の排除）という意味です。なので、会社が事務処理上の利便を捨てて「同意」（ただし書）するのであれば、本文の適用を排除（つまり、“共有規定の排除”の排除）し、権利行使者を指定しなくとも、民法上の共有規定による議決権行使が許されることになります。

最終的に民法の共有規定に従うとの思考ができています。さんの答えは非常に惜しいもので、共有規定と106条本文の関係、「同意」の効果について正確な理解がなされていれば、適切な規範立てが出来て点を伸ばすことができていました。

※3 ここに関する記載をみると、仮に規範立てがちゃんとできていたら、あてはめでも点数が伸びたのに、という印象を受けました。特に、本問が106条の問題と理解しながら、その実は共有規定違反ゆえに308条1項違反であると整理できていることには、十分なセンスを感じます。

※4 裁量棄却に関しては、急に雑になったな、という印象を受けました。記載している内容は間違っていないと思いますが、本問では、拾うべき事情が他にも多々あります。Cが総会に参加していることの適否を論じたうえで、その影響の有無も検討できたらよかったと思います。

総評

全体的に文章の完成度は高いと思われます。また、記述の端々に会社法のセンスが感じられました。今回点が伸びなかったのは、平成27年判決の理解が不正確であったことと、裁量棄却の処理が甘かったことにあります。判例の勉強をもう少し深く正確にできれば、

さんは今後どんどん伸びていくと思います。これからもがんばってください。

修了生 檜垣建太